

2川こ保1第595号
令和2年10月14日

各民間保育所設置者・施設長 様

川崎市こども未来局
保育事業部保育第1課長**令和元年度民間保育所子どものための教育・保育給付費等における処遇改善等加算Ⅰ及びⅡによる賃金改善実績の報告について（通知）**

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。さて、標記の件について、国から7月30日付け「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて」（別添1）が発出され、これに基づき本市の取扱いを整理しましたので、次により報告してください。

なお、令和2年度賃金改善計画の取扱いについては、別途御案内いたします。

1 令和元年度処遇改善等加算Ⅰによる賃金改善実績について**(1) 報告様式**

市が送付する報告様式と基礎データ（ともに Excel）を請求ソフトに取り込むことで、各種加算状況や職員データ等の基礎データが自動で反映されますので、御活用ください（別添マニュアル参照）。

なお、処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善実績は別途作成が必要になりますので、その分は含めないようにしてください。

ア 賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅰ）

昨年度の会計検査院による検査結果を踏まえた国の取扱い変更に基づき、加算当年度の残額分のほか、加算前年度に係る残額分の支給がある場合における支払状況等をそれぞれ確認する項目を追加しています。

イ 加算実績額計算書（処遇改善等加算Ⅰ）

令和元年度処遇改善等加算Ⅰの単価改定と基準年度以降の公定価格における人件費の改定状況を踏まえた額に相当する額に令和元年度の+1.0%の改定額が合算されるようにしたものを送付します（令和元年度実績報告における基準年度別の具体的な改定率は、「処遇改善等加算による賃金改善の取扱いと考え方」（別添2）のC欄を御参照ください）。

ウ 改善実績額積算表（処遇改善等加算Ⅰ）

職員ごとの賃金改善額を積算するための様式です。国の取扱い変更に基づき、今回より各賃金総額の積算にあたっては、基本給、手当、賞与（一時金）の別で入力してください。また、加算前年度の処遇改善等加算Ⅰの残額分のうち各職員への支給が令和元年度中となった支給分がある場合は、その金額を含めて「処遇Ⅰによる賃金改善を行った場合の賃金総額」を積算の上、別途「加算前年度までの加算残額分」（S列、T列）に当該残額分の支給金額の入力をしてください。

なお、各職員の賃金改善額において、各法人の考え方等に基づき、他の職員と比較して特に突出して高額または低額（賃金改善を実施しない場合も含む）となる賃金改善額を設定している場合には、別途、「基礎データ貼付シート_職員」の特記事項欄（K列）にその理由や考え方等を記載してください（請求ソフトからの出力時において、既に入力済みの記載内容がある場合には、当該記載内容に続けて理由等の入力をしてください。なお、当該理由等を記載した任意様式の提出でも差し支えありません）。

また、本市においては、平成29年度実績報告より法定福利費等の事業主負担増加額を賃金改善に含めなくても、賃金のみで十分に改善が図られている場合には、報告年度と基準年度の法定福利費等事業主負担額を同額で置くことを差し支

えないものとしているところですが、法定福利費等の事業主負担増加額を含めて積算しなければ、加算実績額を下回ってしまう場合は十分に御注意の上、金額を積算してください。

エ 賃金改善実績報告書（内訳表）

各市町村から認可・確認を受ける施設・事業所間で、本賃金改善額を配分した場合に提出いただく書類で、昨年度と同一の様式です。

(2) 留意事項

処遇改善等加算Ⅰによる賃金改善実績の報告にあたっては、当年度の給与規程、給与台帳、銀行振込依頼書（明細書）並びに基準年度の給与規程、本様式ファイル中の基準年度の賃金総額の算出支援様式等、後日、確認が求められる挙証資料と整合を図った上で、正確に積算してください。

また、公定価格における人件費の改定部分については、令和元年度の+1.0%の改定額も計算に含めるものとし、適切に給与へ反映してください。加えて、基準年度以降、令和元年度改定分までの合計方法については、基準年度の改定分は含まない取扱いとなりますが、基準年度の賃金総額の算出にあたっては、基準年度当初の賃金水準ではなく、改定後の賃金水準によるようにし、過少とならないように御留意ください。

なお、基準年度の考え方の見直しについては、令和2年度賃金改善計画書から適用となりますので、本実績報告においては、令和元年度賃金改善計画書で用いた基準年度に基づき算出してください。

2 令和元年度処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善実績について

(1) 提出様式

処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善実績の報告については、次の様式により行うものとします。

ア 賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）

国及び市の処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善実績を報告するための様式です。市が送付する基礎データを利用することにより、加算実績額が自動計算されます。また、処遇改善等加算Ⅰの賃金改善実績報告と同様に、加算前年度に係る残額分の支給がある場合の支払状況等を確認する項目を追加しています。なお、処遇改善等加算Ⅰによる賃金改善実績を別途作成した上で、それとは別に処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善実績を作成してください。

イ 改善実績額積算表（処遇改善等加算Ⅱ）

職員ごとの賃金改善額を積算するための様式です。

国の取扱い変更に基づき、加算前年度の処遇改善等加算Ⅱの残額分のうち各職員への支給が令和元年度中となった支給分がある場合は、「加算前年度までの処遇Ⅱ残額分」に当該残額分の支給金額を入力してください（この場合、「加算当年度分の国処遇Ⅱ」、「加算当年度分の市処遇Ⅱ」には当該残額分の支給金額は含めないよう御注意ください）。

ウ 同一事業者内における拠出実績額・受入実績額一覧表

各市町村から認可・確認を受ける施設・事業所間で、本賃金改善額を配分した場合に提出いただく書類です。

3 報告期限

令和2年11月20日（金）までに報告様式を御提出ください。

また、添付資料として同様式データ中の「基礎データ貼付シート」「基礎データ貼付シート_職員」も印刷の上、併せて御提出をお願いいたします。

（給付・指導担当）

電話 044-200-2662

FAX 044-200-3933

Eメール 45hoiku@city.kawasaki.jp